

泊漁港放置艇5ヶ年計画

(平成29年度～平成33年度)

平成28年7月

沖縄県農林水産部

漁港漁場課

1. 泊漁港放置艇対策の趣旨

各地の港湾・河川・漁港等で多数の放置艇が見受けられ、国土交通省及び水産庁では、平成8年度より「プレジャーボート全国実態地調査」を実施し、放置等禁止区域の指定や代執行の実施等放置艇対策を推進しているところである。

しかし、これらの対策を全国各地で取り組んでいるものの、必ずしも十分な成果が現れているとはいえない状況である。

本県においても漁業者の高齢化などにより、放置艇は増加傾向にあることから、各漁港における漁業就労環境の悪化、景観の阻害、台風時の災害被害など、非常に大きな課題となっている。

そこで沖縄県としては、着実に放置艇対策を実践するため、平成27年7月に「沖縄県県管理漁港放置艇5ヶ年計画」を策定し放置艇対策に取り組んでいる。

拠点漁港である泊漁港は、県内で一番の水揚量を誇り、また漁港内に「お魚センターいゆまち」を開設し、観光名所として海外も含め多くの観光客で賑わっている。

そこで、放置艇対策の重点的な取組を実践するため、「泊漁港放置艇5カ年計画」を策定する。

2. 計画の目標

漁港は、水産業の健全な発展を図るため、漁業生産活動の良好な就労環境を形成するとともに海洋性レクリエーションとの共存並びに都市と漁村の交流を促進する空間である。

観光立県を掲げる本県は、“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指しているところである。

泊漁港は、水揚量が県内一で県内水産業の中心的な役割を果たし、直売所も開設され、観光名所の一つにもなっており、沖縄の海の玄関口として、非常に重要な役割を担っている。

このようなことから、行政機関、漁協、関係団体が連携役割分担の下、本計画を着実に実行し、放置艇を処分することにより、漁業者の就労環境の改善、災害被害等の回避、及び漁港の景観保全を図ることとする。

3. 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5ヶ年間とする。

4. 目標達成のための施策

① 放置艇の実態調査

泊漁港の放置艇実態調査を行い、放置艇の状況、所有者の状況、危険性などを詳細に把握する。(参-1)

② 処理計画

実態調査に基づき、所有者の状況、緊急性などから判断し、処理の優先順位をつけ、平成29年～平成33年までに処理する放置艇の処理計画を立てる。(参-2)

③ 関係者間の連携推進

泊漁港放置艇処理方針協議会を設立し、関係機関で処理方針を確認し、連携して処理を進める。(参-3)

5. 処理計画（泊漁港全体）

単位：隻

	H29	H30	H31	H32	H33	計
放置艇処理数	2	6	1	3	5	17

- ① 計画はH29年度～H33年度の5ヶ年間とするが、計画終期には成果の検証を行い、必要に応じて次期計画を立てることとする。

参考資料

- ・(参-1) 泊漁港内長期放置船状況一覧表
- ・(参-2) 泊漁港放置艇対策スケジュール（平成29～平成33）
- ・(参-3) 泊漁港放置艇処理方針協議会設置要領
- ・(参-4) 泊漁港放置艇処理試算
- ・(参-5) 泊漁港内放置艇火災 三役会議報告事項